

20 入間市における工場騒音被害責任裁定申請事件

（平成21年（セ）第10号事件）

(1) 事件の概要

平成21年11月20日、埼玉県入間市の住民2人から、薬品等製造会社、不動産会社、工場土地所有者らを相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人らが所有し操業する工場から発生する騒音により、申請人らは体調不良及び自律神経の失調などの健康被害が生じたとして、被申請人らに対し、連帯して損害賠償金合計807万円の支払を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日（2回の現地期日を含む。）を開催するとともに、平成22年6月23日、騒音等と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、現地調査、申請人ら本人及び被申請人ら尋問を実施するなど、手続を進めている。